制定　　２０２１年１２月２７日
改定　　２０２６年１０月２７日

一般社団法人医療情報標準化推進協議会
経理規則

第１章　総　則

（目的）

第１条　本規則は、一般社団法人医療情報標準化推進協議会（以下、本法人と称す）の会計処理を正確かつ円滑に行うための基準を定め、本法人の健全なる運営に資することを目的とする。

（原則）

第２条　本法人の経理は、法令、定款、定款施行規則及び本規則に定めるほか、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の慣行を斟酌して、処理されなければならない。

（会計年度）

第３条　本法人の会計年度は、定款の定める事業年度に従い、毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。

（会計区分）

第４条　本法人の会計は、法人全体で決算を行う。ただし、次のとおり２区分に分けた内訳表を作成するものとする。

（１）収益事業

（２）非収益事業

（予算準備）

第５条　本法人の毎事業年度開始前に、科目別に予算を編成し、収支の執行に関しては予算に準拠して行わなければならない。

第２章　勘定科目及び帳簿組織

（勘定科目）

第６条　本法人の会計処理に必要な勘定科目は以下のとおりとする。

（１）　収益の部：1　年会費、2　チュートリアル等参加費収入、3　利息、4　前受金
5　雑収入

（２）費用の部：21　旅費交通費、　22　会議費、　23　通信運搬費
24　印刷費、　25　支払手数料、　26　租税公課

27　消耗品、　　28　手数料、　　29　法人税
30　業務委託費、31　未払金
（３）資産の部：41　普通預金、　　42　現金、　43　仮払金

（会計帳簿）
第７条　本法人の会計帳簿は、次に掲げるものとし、必要事項を明瞭かつ整然と記録しなければならない。ただし、必要に応じて補助簿を増設することができる。
（１）主要帳簿
①　仕訳帳
②　総勘定元帳
（２）補助簿
①　現金出納帳
②　預金出納帳
③　会費台帳
④　その他の補助簿
２　　会計伝票は支払伝票によって記録する。

（照合）
第８条　毎月末において、補助簿の金額は総勘定元帳の関係仕訳の金額と照合しなければならない。

（帳簿書類の保存、処分）
第９条　経理に関する帳簿、会計伝票及び証憑等の保存期間は次のとおりとする
（１）予算書及び計算書類　　永久
（２）会計帳簿、会計伝票　　１０年
（３）証憑書類　　１０年
（４）その他長期保存の必要のない伝票、帳簿書類等　　５年
２　　前項の期間は、決算日の翌日より起算し、帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、代表理事（会長）の指示または承認によって行う。

第３章　予　算

（予算の目的）
第１０条　予算は、各会計年度の事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

（事業計画及び正味財産増減予算書の作成）
第１１条　事業計画及び正味財産増減予算書は、毎会計年度開始前に代表理事（会長）の指示の下に事務局長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

（予算の執行）

第１２条　予算の執行者は代表理事（会長）とするが、その執行に当たっては事務局が適切に行うものとする。

（予備費の計上）

第１３条　新企画や緊急事態に対処するため、支出予算に会費収入の１割程度を上限として、予備費を計上することができる。

（予備費の使用）

第１４条　予備費を使用する必要があるときは、使用の目的、理由、金額を理事会に提案し、承認を得なければならない。

（予算の補正）

第１５条　代表理事（会長）は、やむを得ない理由により、予算の補正を必要とするときは、補正予算を作成し、理事会に提出し承認を得なければならない。

第４章　出　納

（資産の運用）

第１６条　資産の運用は銀行預金及び現金とする。新規に口座を開設する場合は、代表理事（会長）の承認を得なければならない。

（出納責任者）

第１７条　金銭の出納、保管に関しては事務局長が本規則に則り適切に行う。

（預金及び公印管理）：

第１８条　預金の名義人は本法人とする。

２　　金融機関との取引を開始又は廃止するときは、理事会の承認を得なければならない。

（手許現金）

第１９条　事務局長は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限の手許現金を置くことができる。

第５章　決　算

（決算の目的）

第２０条　決算は、毎会計年度の会計記録を整理し、その結果を正味財産増減予算と比較して、収支状況や財産の増減状況及びその決算期における財政状況を明らかにすることを目的とする。

（計算書類の作成）

第２１条　事務局長は、年度決算に必要な手続きを行い、次の計算書類を作成して、理事会に提出しなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の付属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

（承認及び報告）

第２２条　代表理事（会長）は、前条の計算書類について監事の監査を受けた後、理事会の承認を得なければならない。

（当期支出額）

第２３条　代表理事（会長）は、当期の支出合計額が会費収入の０．５年分～１．５年分の範囲外となると見込まれる場合において、支出構造の見直し、又は収入構造の見直しを理事会に提案し審議しなければならない。

第６章　経理規則の改廃

（改廃）

第２４条　本規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

本規則は２０２１年（令和３年）１２月２７日から施行する。

附則

本規則は２０２３年１１月２１日から施行する。

附則

本規則は２０２６年１０月２７日から施行する。